

○ 総務省令第十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百八条第一項第一号及び第一百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月三十日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

各 用 種						
様式第38の2(第40条の3第2号、第40条の4第1項、第40条の5関係)						
[略]						
第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの						
役務の細目	営業収益	営業費用		営業利益		摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用			
うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用					
1 第14条第1号に掲げるものの	(1) 同号イに掲げるものの					
	(2) 同号口に掲げるものの					
	小計					
2 第14条第2号に掲げるものの	(1) 同号イに掲げるものの					
	(2) 同号口に掲げるものの					
	小計					
2の2 第14条第2号の2に掲げるものの						

  

各 用 種						
様式第38の2(第40条の3第2号、第40条の4第1項関係)						
[同左]						
第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの						
役務の細目	営業収益	営業費用		営業利益		摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用			
うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用					
1 第14条第1号に掲げるものの	(1) 同号イに掲げるものの					
	(2) 同号口に掲げるものの					
	小計					
2 第14条第2号に掲げるものの	(1) 同号イに掲げるものの					
	(2) 同号口に掲げるものの					
	小計					

3 第14 条第3 号に掲 げるも の	(1) 同号 イに掲 げるも の						
	(2) 同号 ロに掲 げるも の						
	小計						
4 第14 条第4 号に掲 げるも の	(1) 同号 イに掲 げるも の						
	(2) 同号 ロに掲 げるも の						
	小計						
合 計							

[注1・2 略]

3 1の項(2)、2の項(2)、2の2の項、3の項(2)及び4の項(2)の営業費用の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

[4~7 略]

[第2表 略]

謹取 桜井 [ ] ㊞ 証書せ付記しゆふ。

3 第14 条第3 号に掲 げるも の	(1) 同号 イに掲 げるも の						
	(2) 同号 ロに掲 げるも の						
	小計						
4 第14 条第4 号に掲 げるも の	(1) 同号 イに掲 げるも の						
	(2) 同号 ロに掲 げるも の						
	小計						
合 計							

[注1・2 同左]

3 1の項(3)及び2の項(3)の営業費用の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

[4~7 同左]

[第2表 同左]

附 則

この省令は、公布の日から施行する。